

当社における試薬管理等の工夫

～当社の運用を紹介～

◎小林 真¹⁾

兵庫県臨床検査研究所・HPL¹⁾

【はじめに】

病理検査室は多数の毒物劇物危険物を日常取り扱っている。

これらの試薬は、毒物及び劇物取締法や消防法、労働安全衛生法、地方条例など多数の法律の元取り扱わないといけない。また、これらの試薬を取り扱う上で、2023年4月1日より化学物質管理者を新たに配置することが法律で決まった。

今回、これら法律も含め、当社の試薬管理の工夫を紹介する。

【運用方法】

検査センターである当社は180近い免疫抗体数があり、他にも多数の試薬を管理している。頻繁に入れ替わる試薬もあれば、数カ月に1回の試薬もあり、発注のタイミングも様々で、使用期限の管理も大変である。

そこでまずは、免疫染色の抗体管理の方法から紹介する。抗体を管理する上で整理整頓が一番重要であるので、抗体の把握を一目で行えようにした。卸より登録されていない試薬の置き場を統一化し、登録が終われば、名札をつけている。そうする事により試薬の管理状況が、誰が見てもわかるようになった。

また、管理試薬と研究用試薬を分け、管理試薬は使用期限からすべて管理している。研究用試薬は、使用期限を過ぎたものもあるが、陽性対照を必ず同一スライドにのせて染色を確認することにより、試薬のコストと染色性の管理を行っている。免疫染色の染色性は陽性の写真を撮ってPC上に保管しておくことで、その試薬の染色性が少しでも違えば原因究明し、試薬の劣化が考えられればすぐに破棄するようにしている。

次に、毒劇物の管理であるが、20年前は当社も組織でクロロホルムやアセトンを使用していた。しかし、昨今のSDSの増加するペースが速く、いろいろな試薬にSDSが付くようになった。現在世界で約7万物質ある中、日本では2022年現在674物質がSDSの交付の対象となっている。しかし、欧米では3000近い物質が対象となっており、日本も2026年には約2900物質がSDS交付対象となる予定である。

これに伴い、当社もISO15189を取得する上でSDSの管理は必須であるため、SDSを少しでも減らす対策としてクロロホルムをキシレンアルコールに変更した。

また、毒劇物を使用しないための染色の工夫として、調整済みの市販薬で毒劇物の管理が必要ない染色液へ変更するように心がけた。

【まとめ】

病理検査は細胞検査士や認定病理検査技師の臨床検査の資格のみでなく、このような毒物劇物危険物を取り扱うために、特定化学物質等作業主任者や有機溶剤作業主任者など労働安全衛生に関わる資格も必須となってきている。そのため試薬管理は日常病理検査をする上でかなり重要であり、また更に来年度から化学物質管理者の選任が必須となり、病理検査以外の知識の必要性がますます増えてくる。

まずは自施設の試薬を再度見直し、SDSがあるものないものの把握、それからSOPで試薬をまとめるところから始めていただきたい。そしてそれら試薬の法律的な取り扱いを認識し、日ごろの管理に役立てていただければと思う。

問い合わせ先

株式会社兵庫県臨床検査研究所 HPL

電話番号 079-268-1101